

## 第2節

## 各種の事態への対応

1996（平成8）年の北朝鮮座礁潜水艦乗員の韓国侵入事案、98年（同10）年の北朝鮮のミサイル発射事案、99（同11）年と01（同13）年の不審船事案、01（同13）年の米国での炭疽菌事案など、各種の事案が、相次いで発生した。これらは、必ずしも防衛出動に至らない場合であっても、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態が実際に起こり得ることを示すものであった。このような事態にいかに関速かつ適切に対応するかは、防衛庁・自衛隊の大きな課題である。

政府は、総理の指示に基づき、96（同8）年から、わが国に対する危機が発生した場合やそのおそれがある場合に政府がとるべき対応について、起こり得る種々のケースを想定し、必要な対応策を検討・研究するための作業を行ってきた。この検討・研究は、内閣官房が事務局となり、「在外邦人等の保護」、「大量避難民対策」、「沿岸・重要施設の警備等」、「対米協力措置（施設・区域面での協力や米軍の後方支援）等」について関係省庁が連携して行っているものである。



護衛艦上で射撃訓練を行っている海自隊員  
（本年2月 護衛艦「きりしま」艦上）

また、00（同12）年に、在外邦人等の輸送や対米協力措置などを行うため、さらに01（同13）年には、不審船及び武装工作員などへの対処をより適切に行うため、自衛隊法の改正などを行った。

また、00（同12）年に、在外邦人等の輸送や対米協力措置などを行うため、さらに01（同13）年には、不審船及び武装工作員などへの対処をより適切に行うため、自衛隊法の改正などを行った。

こうした各種の事態への対応のあり方は、今後とも平素から検討を行っていくべき課題であるが、本節では、こうした各種の事態に対する自衛隊の対処のあり方、防衛庁・自衛隊がこれまで取り組んできている事項について説明する。

## 1 不審船・武装工作員などへの対応

## 不審船への対処

## (1) 基本的な考え方

正式には、「海上における警備行動」という。

海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動。内閣総理大臣の承認が必要。

監視活動中の哨戒機が不審な船舶を発見、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから北朝鮮の工作船と特定。



共同訓練準備のため入港中の海自第2ミサイル艇隊  
（ミサイル艇「はやぶさ」「わかたか」と海保特殊警備艇「ほたか」（昨年7月 福井県若狭湾）

不審船には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる場合には、機を失することなく海上警備行動などを下令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

このような役割分担の下、防衛庁・自衛隊では九州南西海域不審船事案も踏まえ、不審船に対して効果的かつ

安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく検討を行っているところである。

#### (2) 能登半島沖不審船事案を踏まえての措置など

99(同11)年の能登半島沖での不審船事案<sup>1)</sup>では、自衛隊創設以来初めての海上警備行動が発令され、海上自衛隊(海自)は護衛艦や哨戒機(P-3C)などにより対処した。

本事案で得た教訓・反省事項を踏まえ、海自は、新型ミサイル艇の速力向上など<sup>2)</sup>、「特別警備隊」<sup>3)</sup>の新編、護衛艦などへの機関銃の装備、強制停船措置用装備品(平頭弾<sup>4)</sup>)の装備、艦艇要員充足率の向上、などの事業を実施した。

また、99(同11)年、海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定し、不審船が発見された場合の初動対処、海上警備行動の発令前後における役割分担などについて規定した。

さらに、海自は、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。

#### (3) 不審船対処のための自衛隊法の改正

能登半島沖不審船事案での教訓・反省事項を踏まえ、不審船を停船させるための武器使用権限のあり方を中心に法的な整理を含めた検討が行われ、01(同13)年、第153回臨時国会<sup>5)</sup>で海上警備行動時などの武器使用に関して自衛隊法を改正し、次のような規定を新設した。

海上警備行動時などに、職務上の必要から立入検査を行う目的で船舶の停止を繰り返し命じても乗組員などがこれに応じずに抵抗したり、逃亡しようとしたりする場合において、一定の要件<sup>6)</sup>に該当すると防衛庁長官が認めるときは、海上警備行動などを命ぜられた海上自衛官は、その船舶を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があれば、事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。その結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為と評価されることとなる。

#### (4) 九州南西海域不審船事案を踏まえての措置など

01(同13)年12月の九州南西海域不審船事案への対応について、政府が検証作業を行った結果を踏まえ、防衛庁・自衛隊は次のような措置を講じている。

哨戒機(P-3C)から基地への画像伝送能力<sup>7)</sup>及び基地から中央への写真画像など大容量の情報伝送能力を強化する<sup>8)</sup>。

不確実な情報であっても、早い段階から、内閣官房・防衛庁・海上保安庁間で不審船情報を共有する。

工作船の可能性の高い不審船については、不測の事態に備え、政府の方針として、当初から自衛隊の艦艇を派遣する。

遠距離から正確な射撃を行うための武器を整備する。

また、政府としては、不審船対処の基本、情報の集約・評価、対応体制など、武装不審船への政府としての対応要領を策定することとしている。

#### (5) 15年度予算における関連事業の概要

不審船の発見・分析能力向上のため



訓練のため高速変針中の海自第2ミサイル艇隊  
(ミサイル艇「わかたか」)

1) 監視活動中の哨戒機が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と見られる不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

2) 昨年3月、2隻が就役。主に次の点を充実させている。

速力を不審船を追尾可能な約44ノットに向上

12.7mm機関銃の装備  
艦橋への防弾措置を実施  
暗視装置の装備

3) 2001(平成13)年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

4) 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾。砲弾の先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

5) 同国会においては、海上警備行動時などの武器使用に関して自衛隊法が準用する海上保安庁法も同時に改正された。

6) 当該船舶が、外国船舶(軍艦及び政府公船を除く。)と思われる船舶で、国連海洋法条約第19条に定める無害通航でない航行をわが国の内水又は領海において現に行っていると認められること、当該航行を放置すれば、これが将来において繰り返される蓋然性があると認められること、当該航行が、わが国の領域内において重大凶悪犯罪を犯すのに必要な準備のために行われているのではないかと疑いを払拭できないと認められること、当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより得られるであろう情報に基づいて適切な措置を尽くすのでなければ、将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。

7) 平成13年度末までに、鹿屋、那覇基地への機動展開用の静止画像伝送装置を取得した。

8) 平成13年度末までに、メール用回線の高速化、メール送信にかかわるマニュアルの整備などの改善策を講じた。

め、P-3C用静止画像伝送装置を整備する。

不審船に対する停船措置のため、護衛艦などの射撃指揮装置を改善し、高性能20mm機関砲に対し水上射撃機能を付加するとともに、平頭弾を整備する。

停船後の対応措置のため、特別警備隊を増員する。

## 武装作業員などへの対処

### (1) 基本的な考え方

武装作業員<sup>1)</sup>などによる不法行為には、警察が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じ、基本的に次のように対応する。

ア 侵入者の実態や生起している事案の状況が不明確な場合には、状況の把握に努め、自衛隊施設の警備強化などを行うとともに、必要に応じ、警察官の輸送、各種資器材の提供などにより、警察機関に協力する。

イ 生起している事案が明確となり、一般の警察力をもっては治安を維持できないと認められる場合には、輸送支援、各種資器材の提供に加え、治安出動により警察機関と協力し、武装作業員などの鎮圧、防護対象の警備などを行う。

### (2) 武装作業員などへの対処のための自衛隊法の改正

武装作業員などへの対処を迅速かつ効果的に行うため、01(平成13)年、第153回臨時国会で自衛隊法を改正し、次のような規定を新設した。

#### ア 治安出動下令前に行う情報収集

防衛庁長官は、治安出動が下令されること及び小銃、機関銃などの強力な武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合、その事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊にそのような者がいると見込まれる場所及びその近くでそれらにかかわる情報の収集を命ずることができる。

1) 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。なお、事態の初期においては、相手方の国籍・所属(正規軍か不正規軍か)意図、人数、能力などが不明であると思われる。

## 海上自衛隊と海上保安庁

## Q&A

Q：海上自衛隊と海上保安庁の違いはなんですか？

A：任務の点で比較すると、海自は、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛することが主たる任務であり、必要に応じ、公共の秩序の維持にあたります(災害発生時の対応もこの公共の秩序維持の任務の一環)。

他方、海上保安庁は、治安の維持、海上交通の安全確保<sup>2)</sup>、海難の救助、海上防災・海洋環境の保全を使命としています。

海難救助や治安の維持は海上保安庁が第一義的に対応しますが、海上保安庁では対応できない場合には、海自が対応します。このような任務分担の下、近年の不審船・テロ対応などにおいては、両者の連携が必要な状況が生起しています。このため、例えば、近年、海自と海上保安庁は不審船の追尾捕捉共同訓練を行い、また、航空機による合同搜索訓練を行うなど、緊密な連携をとっています。

2) 海上保安庁の「海上交通の安全確保」とは、主として平時に行う任務を指しているのに対し、自衛隊が行う「海上交通の安全確保」(第3章第1節)とは、主としていわゆる有事に行う任務を指している。

また、情報収集の職務に従事する自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己とともにその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。その際、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

#### イ 治安出動時の武器の使用

治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用した結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為とされる場合として、従来の、

職務上警護する人、施設又は物件に対する暴行又は侵害を排除する場合  
多衆集合して行う暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合

に、次の場合を追加した。

小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器などの武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者による暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合

#### (3) 警察との連携強化のための措置

##### ア 治安出動にかかる基本協定の改正

武装工作員などへの対処に当たっては、警察機関との連携が重要である。

このため、00（同12）年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定（54（昭和29）年に締結）を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした。

イ 警察との共同図上訓練

#### イ 警察との共同図上訓練

昨年5月末までに、陸上自衛隊（陸自）の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定が締結されたことを踏まえ、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、現地協定の締結主体である師団などと都道府県警察との間で共同図上訓練が開始された。

昨年11月、陸自北部方面隊と北海道警察とが共同図上訓練を行った。これは、治安出動を想定した武装工作員などへの対処に関する自衛隊と警察との初めての共同訓練であったが、事態への対処に関する相互理解が図られたほか、両者の連携要領などについても活発な検討がなされた。

このような共同図上訓練は、他の府県でも実施している。



治安出動を想定した共同図上訓練を青森県警察と行っている  
陸自第9師団（本年6月 青森県警察内）

正式名称は、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」。

防衛庁と国家公安委員会との間で締結された。

本年2月には、第10師団と福井県警、第3師団と大阪府警、第1師団と茨城県警、第6師団と宮城県警との間で、3月には第13旅団と広島県警との間で実施された。

## 2 事態が外部からの武力攻撃に該当する場合の対応

### (1) 基本的な考え方

武装工作員などによる活動が、外部からの組織的・計画的な武力行使と認められる場合には防衛出動により対処する。このようなケースとしては、ゲリラや特殊部隊による

攻撃が考えられる。

高度に都市化・市街地化が進んでいるわが国に対する武力攻撃の形態の1つとして、



山地における対遊撃行動訓練を行っている  
陸自第41普通科連隊（昨年11月 大分県日出生台演習場）

ゲリラや特殊部隊による都市部などへの攻撃が予想される。ゲリラや特殊部隊による攻撃は、わが国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃である。この攻撃の種類として、不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などが行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などの活動が行われるものがある。

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦では、速やかに情報収集態勢を確立し、ゲリラや特殊部隊を早期に発見して捕獲又は撃破することとなる。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

## (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

### ア 各種船舶などの発見・阻止

ゲリラや特殊部隊を輸送する各種船舶や潜水艦などをできるだけ早期に発見し、海自の護衛艦、潜水艦や海・空自の航空機などにより、洋上での阻止などに努める。

### イ ゲリラや特殊部隊の捜索・発見など

ゲリラや特殊部隊が、わが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などで沿岸部での警戒監視を行い、これらが領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる捜索・発見を行う。また、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

### ウ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破など

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、その地域に速やかに戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲又は撃破する。

これらの対処全般を通じ、各自衛隊は、作戦に必要な防空、情報活動、部隊・補給品の輸送などを行う。なお、日米防衛協力のための指針の下、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

## (3) 15年度予算における関連事業の概要

自衛隊がゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するために整備を進めている次に示すような事業は、前述の武装工作員などへ対処する場合にも活用し得る事業である。

沿岸部における警戒監視・情報収集能力の向上のための移動監視レーダの整備、沿岸監視訓練の実施

侵入された際の初動捜索能力の強化に必要な各種車両、ヘリコプター、無線機の整備や夜間捜索能力の強化に必要な個人用暗視装置<sup>1)</sup>の整備

重要施設などの防護能力の強化に必要な施設防護用器材の整備や指揮所訓練の実施

<sup>1)</sup> 隊員個人に装備し、夜間の各種行動のために使用するもの。鉄帽に装着する微光暗視方式の等倍単眼鏡（2章3節2（p100）に写真を掲載）

### 3 同時多発テロを踏まえた対処態勢の整備

2001（平成13）年9月に米国で発生した同時多発テロのような大規模なテロ攻撃に対する備えに万全を期すため、01（同13）年、第153回臨時国会で自衛隊法を改正し、国内の自衛隊の施設や在日米軍の施設及び区域の警護のため、自衛隊の部隊などの出動を可能とするとともに、通常時から自衛隊施設を警護するための武器使用を可能とした。

#### 警護出動の概要

事態	行動の要件など	主な権限など
国内にある自衛隊の施設又は在日米軍の施設・区域に対する破壊行為が行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要が認められる場合	<p>命令権者 内閣総理大臣 手続 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設など及び期間を指定 撤収 内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、部隊などの出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊などの撤収を命じなければならない。</p>	<p>警察官職務執行法の準用 質問（ ）、避難（ ）、立入（ ）、犯罪の予防及び制止、武器の使用 武器の使用(上記の武器を使用する場合のほか) 職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ、その結果人に危害を与えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価されることとなる。</p>

（ ）警察官がその場にはいない場合に限る。

#### （1）警護出動

内閣総理大臣は、国内の自衛隊の施設や在日米軍の施設及び区域における大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため自衛隊の部隊などの出動を命ずることができる。

その際、警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用<sup>1)</sup>される。また、警察官職務執行法第7条を超える武器の使用権限なども規定された<sup>2)</sup>。

防衛庁・自衛隊は新たな任務である警護出動の実効性を確保するため、様々な取組を行っている。

例えば、警護出動時に米軍や関係機関との連携を確保するためには、平素から意思疎通を確保することが必要であり、在日米軍、警察、海上保安庁と警護出動に関する意見交換を行っている。



警護出動訓練を行っている陸自第17普通科連隊  
(本年3月 山口訓練場)

#### （2）通常時における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設であって、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場にかかわる施設設備が所在するものを自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が新たに規定<sup>3)</sup>された。

<sup>1)</sup> 正式には「自衛隊の施設等の警護出動」

<sup>2)</sup> 犯罪の予防及び制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にはいない場合限り、質問、避難などの措置、一部の地域の立入が認められる。

<sup>3)</sup> 平成14年版防衛白書 3章1節3（P116～117）参照。  
[http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w\\_fd/2002/honmon/frame/at1403010300.htm](http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at1403010300.htm)

<sup>4)</sup> その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。  
その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

## 4 核・生物・化学兵器への対応

冷戦の終結後、核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段の世界的な移転・拡散が新たな脅威として懸念されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染を生じる可能性があることから、これら兵器の移転・拡散への対応は、国際社会が抱える大きな課題となっている。1995（平成7）年の東京での地下鉄サリン事件<sup>1</sup>や01（同13）年の米国での炭疽菌事案<sup>2</sup>の発生は、これらの兵器が移転・拡散している証左である。

陸自は、NBC兵器の使用に類似した特殊な災害のための初動対処要員が、約1時間でお動可能な態勢を維持している。

### （1）基本的な考え方

わが国でいわゆるNBCテロが発生し、これが外部からの武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりわが国を防衛するために必要な対処や被災者の救援などを行う。また、テロ攻撃が発生し、一般の警察力で治安を維持することができない緊急事態に該当する場合、自衛隊は、治安出動により関係機関と連携してテロ攻撃を行う者の鎮圧などの対処や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動によらない場合であっても、NBCテロによる被害発生後に必要な被災者の救助、被害の拡大防止などの観点から、自衛隊は、災害派遣などにより、陸自の化学防護部隊、衛生部隊を中心に被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。



化学剤検知のため試料採取（訓練）を行っている  
陸自第6化学防護隊の隊員  
（昨年8月 王城寺原演習場）

将来の生物兵器対処（イメージ図）



エアロゾル：大気中に液体又は固体の微粒子が分散している状態のもの。  
トリアージ：大量に発生した負傷者を治療必要性の優先順位で分類し、適切に治療できる施設に送るよう選り分ける行為。

<sup>1</sup> 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の洗浄などの作業を行った。

<sup>2</sup> 2001（平成13）年9月以降、米国で、炭疽菌入の郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された事案。

## (2) NBC兵器への対応にかかる防衛庁・自衛隊の取組

防衛大綱は、防衛力が果たすべき主要な役割の1つとして、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害への対応を盛り込んでいる。

防衛庁・自衛隊では、00(同12)年に策定された中期防<sup>ウ</sup>において、NBC兵器による攻撃に対して、検知・防護・除染・防疫・救出・治療などの面で効果的に対処できるよう、人員・装備面での機能の充実を図り、特に生物兵器対処については、研究や教育の充実を図ることとしている。

具体的には、陸自が探知・防護・除染・防疫・救出・治療などの面で各自衛隊間での中心的な役割を担うこととしており、化学防護部隊の人的充実や、化学防護車、除染車、防護マスク、化学防護衣など各種防護器材の充実を図っている。

## (3) 生物兵器への対処

## ア 生物剤を使用したテロに対する災害派遣を行う場合

生物剤は、一定の潜伏期間を有し、初期症状で生物剤によるものか否か判定することは困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合、被害が発生・拡大した段階に至ってはじめて何らかの人為的な原因が推測されるなど、攻撃が行われたことを被害発生以前に認知することは極めて困難であることが予想される。

こうした被害の発生に際しては、患者の治療などについては医療機関が対応し、自衛隊は、消毒などの除染活動、患者などの輸送、医療を行う。

## イ 「生物兵器対処委員会」などの設置

防衛庁・自衛隊は、部外有識者からなる「生物兵器への対処に関する懇談会」からの報告書<sup>ウ</sup>を踏まえ、運用の観点から生物兵器への対処に関する基本的考え方を整理して施策の全体像を示すため、01(同13)年5月、「生物兵器対処に係る連絡会議」を設置して検討を行い、昨年1月、「生物兵器対処に係る基本的考え方」(基本的考え方)を取りまとめた。防衛庁・自衛隊は、その着実な推進を図るとともに、状況の変化に応じた見直しを適切に行うため、「生物兵器対処委員会」を設置し、これらの活動の一環として本年1月にバイオテロが生起した場合の対処要領について図上(机上)訓練を行った。

また、昨年7月、部外有識者からなる「ワクチン等にかかる検討会」により、様々な生物剤に対応できるよう、隊員へのワクチン接種の必要性について提言<sup>ウ</sup>がなされた。防衛庁では、従来、健康管理の観点から隊員へワクチン接種を行っていたが、この提言は生物兵器事案への対処能力確保の観点からなされたものである。防衛庁はこれを踏まえ、本年1月からUNDOFの国際平和協力業務に参加する隊員に種痘(天然痘の予防接種)を行った。

## ウ 15年度予算における関連事業の概要

野外型生物剤検知装置などを用いた検知に関する運用研究の実施

部隊用防護装置・個人用防護装備などの充足・更新による部隊・隊員の防護能力の向上

感染症検査室の新設、米陸軍への衛生連絡官の派遣による予防、診断・治療技術の向上

除染車、除染装置などの充足・更新による除染能力の向上



14年度に取得し、現在、運用研究を行っている生物剤検知装置

<sup>ウ</sup>「中期防衛力整備計画(平成13年度～17年度)について」2章3節参照。

<sup>ウ</sup>報告書では、わが国において生物兵器が使用された場合の必要な対処を整理しており、

防衛庁・自衛隊は、総合的推進体制の整備、研究開発体制の整備、検知器材などの装備の充実、人材の育成、情報収集体制の強化、感染症病室の整備など医療体制の充実、緊急事態対処体制の確立、演習の実施、関係機関との連携と情報の公開、広報の10項目にわたって積極的に取り組むべきである。

生物兵器への対処にかかわる体制の整備は、政府全体で取り組むべき重要な課題であり、防衛庁・自衛隊が、政府全体の対応を踏まえながら体制づくりを始めることで、国民の安全が確保されることを期待する、としている。

「生物兵器への対処に関する懇談会報告書」

<http://www.jda.go.jp/j/deli/be/seibutu/houkoku.html>

<sup>ウ</sup>「ワクチン等にかかる検討会」

<http://www.jda.go.jp/j/deli/be/vaccine/houkoku.html>



国外隊付訓練（米軍への人員派遣）などの実施による人材育成

(4) 化学兵器への対処

化学剤は、生物剤と異なり一般に傷害の発生が早く、災害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

化学剤には、陸自の化学防護部隊などに配備されている化学防護衣や化学防護車で防護が可能であり、災害派遣により派遣された陸自の化学防護部隊などが、汚染地域で、化学検知器材による化学剤の検知、傷病者の搬送、除染、医療を行う。

また、自衛隊の出動に至らない事態でも、自衛隊は、必要に応じ関係機関への化学防護衣などの貸与、化学防護部隊の連絡要員などの派遣を行う。

(5) 核兵器に関連する物質への対処

核兵器に関連する物質などは、身体に直接傷害が発生しない場合であっても、被ばくにより、身体に様々な影響が及ぶことから、特性を踏まえた防護と適切な被ばく管理が必要である。

防護マスクと防護衣を着用することで放射性物質の吸入による内部被ばくを、また、化学防護車で放射線による外部被ばくを一定程度防ぐことができる。そのため、限定的ではあるが、これらの装備品を保有している化学防護部隊による活動が考えられる。

この場合、自衛隊は関係機関と連携しつつ、汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。

1999（平成11）年、茨城県東海村のJCOウラン加工工場での核燃料サイクル中に発生した臨界事故では、臨界に伴い発生した放射線により現場作業員が被ばくし、死亡者が発生した。この際、災害派遣として陸自の化学防護部隊が出動した。

放射性物質が呼吸器などを通して体内に取り込まれ、体内にある放射性物質から放射線に被ばくすること。

体外にある放射性物質から直接放射線に被ばくすること。

「サイバー攻撃」の定義は、必ずしも定まったものはないが、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」では、「情報通信ネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃」と定義している。

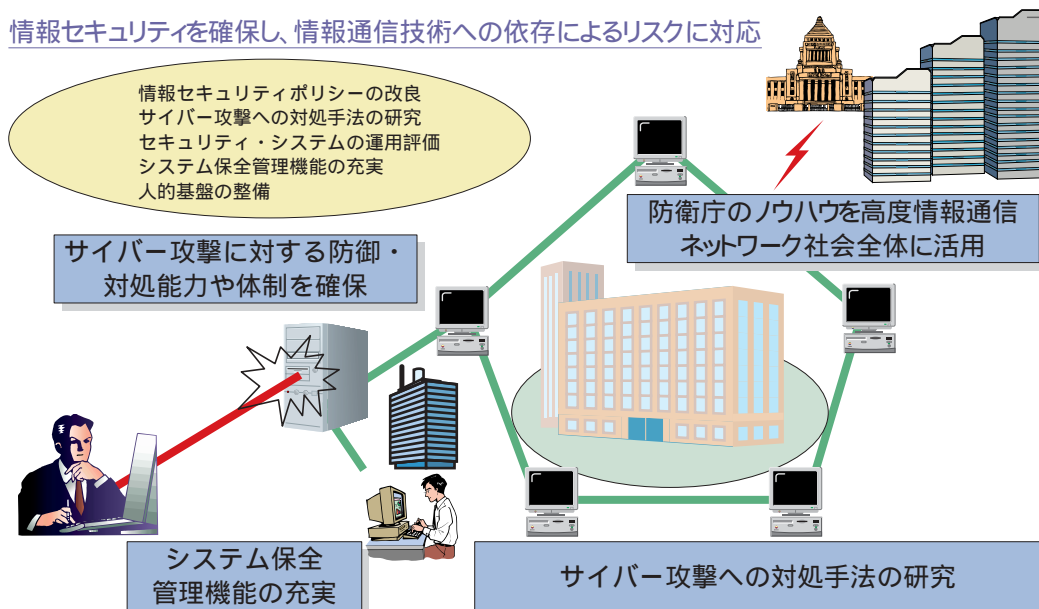
5 サイバー攻撃への対応

(1) サイバー攻撃への対応の必要性

近年の情報通信技術（IT）の急速な進歩は、利便性の向上や事務の効率化といった単なる技術革新の効果をはるかに超えて大きな社会変革をもたらしたが、組織や個人の様々な活動が情報通信基盤に依存すればするほど、情報通信基盤への攻撃に対しては脆弱になる。これは防衛庁・自衛隊も同様であり、情報通信システムに対するいわゆる「サイバー攻撃」への対応が重要な課題となりつつある。

情報セキュリティの確保

情報セキュリティを確保し、情報通信技術への依存によるリスクに対応



## 生物・化学剤の脅威

冷戦の終結後、大量破壊兵器とその運搬手段、さらにはその世界的な移転・拡散が新たな脅威として懸念されている。例えば生物・化学剤を積載した兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染を生じる可能性があることから、このような移転・拡散への対応は、わが国をはじめ、国際社会が抱える大きな課題となっている。

## 1 使用された例など

過去の使用例として、化学剤については、第一次世界大戦でドイツが窒息剤やびらん剤を使用したのが最初であり、近年では、イラン・イラク戦争でイラクがびらん剤・神経剤を使用したといわれている。わが国では、95（同7）年、いわゆる地下鉄サリン事件が発生した（サリンは神経剤の一種）。

生物剤については、近年ではベトナム戦争において北ベトナム側がトリコテセン毒素を使用したといわれている。わが国ではオウム真理教による炭疽菌の散布が試みられ、また、01（同13）年、米国で炭疽菌入り郵便物事件が発生した。

保有状況として、北朝鮮は既に相当の化学剤を保有しているとみられているほか、1960年代以降、炭疽菌などを製造し得るインフラを整備しており、すでに保有している可能性もあると指摘されている。また、湾岸戦争前から炭疽菌などを製造・兵器化していたと指摘されていたイラクは、02（同14）年の国連による大量破壊兵器の査察再開に当たって全ての生物・化学兵器を廃棄したと主張していたが、本年のイラク戦争開戦までに信頼できる証拠の提示はなかった。さらに、テロリストによる生物剤の取得、開発、使用の危険も高まっており、アル・カイダと関連するとされる組織が生物剤を取得、開発・製造していた可能性が指摘されている。

## 2 特徴

生物・化学剤は、製造が容易で安価、実際に使用しなくても強い心理的効果を与えることが可能、種類や使用される状況によっては膨大な死傷者が発生、といった特徴がある。このため、生物・化学剤は軍事目標のみならず、一般市民をも対象としたテロなどにも使用可能である。

## 3 種類・効果など

化学剤については、有毒化学剤の場合、大きく神経剤（呼吸麻痺・全身痙攣<sup>けいれん</sup>を起こす）、びらん剤（皮膚をびらんさせ、目や肺を侵す）、血液剤（循環器系、呼吸器系を侵す）、窒息剤（肺細胞を侵し肺炎、気管支炎を起こす）に区分される。なお、神経剤は無色・無臭であり、呼吸器からの吸入、又は皮膚からの浸透により速やかに症状があらわれ、致死量を吸収していれば約30分以内に死亡する。びらん剤は黒色・特有のにおいがあり、致死量を吸収していれば4～12日後に死亡する。

生物剤は、大きく感染性微生物（細菌、ウイルス）、細菌産生毒、植毒物に分類される。生物剤のうち炭疽菌は、灰白色・無臭であり、皮膚、消化器官、呼吸器から侵入し、例えば肺炎炭疽の場合、軽度の発熱<sup>けんたい</sup>、倦怠感などの症状で始まり、その後数日で呼吸困難となり、24時間以内に死亡する（死亡率90%）。天然痘ウイルスにより引き起こされる天然痘は、人から人へ感染するのが特徴であり、約12日の潜伏の後、発熱、頭痛、筋肉痛などの症状が見られ、その2～4日後に特有の皮疹が出現し、死亡率も比較的高い。

以上述べたように、生物・化学剤は、非対称的な攻撃手段を求める国家やテロリストにとって有効な兵器であり、わが国は国家レベルでその対応に取り組むことが必要である。

政府は、2000（平成12）年に政府部内における取組みの強化、国際的な連携の強化などを主な内容とする「ハッカー対策等の基盤整備にかかる行動計画」を策定するとともに、同年、いわゆるサイバテロなど情報通信ネットワークや情報システムを利用した、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があるいかなる攻撃からも、情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体含む。）といった重要インフラを防護することを目的とした「重要インフラのサイバテロ対策にかかる特別行動計画」を策定したところ。

## （2）防衛庁・自衛隊における取組

防衛庁・自衛隊は、サイバー攻撃の脅威に的確に対応するため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保することが必要である。このため、情報セキュリティポリシーの改良、サイバー攻撃への対処手法の研究、セキュリティ・システムの運用評価、システム保全管理機能の充実、人的基盤の整備、などの施策を行っている。

また、防衛庁・自衛隊が蓄積する情報セキュリティのノウハウを可能な限り外部に提供することで、高度情報通信ネットワーク社会全体の情報セキュリティの確保に積極的に貢献している。例えば、総務省と経済産業省が所掌する暗号技術評価委員会（CRYPTREC）への支援などを行っている。

Cryptography Research & Evaluation Committees

## （3）15年度予算における関連事業の概要

サイバー攻撃に対する対処手法の研究  
システム監査ツールの整備などシステム保全管理機能の充実  
情報セキュリティにかかる評価技術に関する研究要員の確保

## 6 その他の対応

### （1）在外邦人等の輸送態勢の整備

#### ア 自衛隊法の改正



部隊における邦人等の輸送訓練  
（昨年9月 愛知県空自小牧基地）

防衛庁・自衛隊は、これまで、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際して、自衛隊法第100条の8の規定に基づき、外務大臣の依頼を受けて、生命や身体の保護を必要とする在外邦人などを、政府専用機や航空自衛隊の輸送機で輸送する態勢をとってきた。

1999（平成11）年の自衛隊法の改正により、在外邦人などの輸送手段として自衛隊の船舶とその船舶に搭載され

たヘリコプターが追加され、また、隊員と邦人などの生命や身体を防護するため必要最小限の武器の使用ができることとなり、輸送のための態勢が強化された。

#### イ 各自衛隊の態勢など

事態に応じた自衛隊の能力の活用ができるように、各自衛隊は輸送などのための態勢を整えている。

なお、在外邦人などの輸送の任務は、基本的には各自衛隊が緊密に連携して行うため、統合調整が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いて統合訓練を実施するなど、任務遂行のための能力向上に努めている。

また、派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶までより安全に誘導できるよう、陸自では誘導隊の派遣に備えて普段から訓練を行うとともに、海自では輸送艦を、航空自衛隊（空自）では派遣要員を指定するなど待機態勢を維持している。

輸送部隊（自衛隊の航空機・艦船）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護に当たる臨時に編成される部隊。

## (2) 周辺事態への対応

防衛大綱では、わが国周辺地域でわが国の平和と安全に重大な影響を与えるような事態が発生した場合、憲法と関係法令に従い、必要に応じ国連の活動を支持しつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を図ることなどにより適切に対応している。

具体的には、99（同11）年に制定された周辺事態安全確保法<sup>1)</sup>や00（同12）年に制定された船舶検査活動法<sup>2)</sup>に基づいて対応する。

<sup>1)</sup>正式名称は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（2章5節2（p118）参照）

<sup>2)</sup>正式名称は、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（2章5節2（p118）参照）

## (3) 弾道ミサイルへの対応

弾道ミサイルは、大量破壊兵器の運搬手段となり得ることから、その拡散は深刻な国際的課題となっている。

弾道ミサイルの配備は、武力紛争を激化させる危険性が高く、また、軍事的対峙が継続する地域の緊張をさらに高めるなど、地域の不安定化をもたらす危険性が高い。

わが国に対し弾道ミサイルが発射された際のわが国の対応については、その状況に応じ個別に判断することになるが、それがわが国に対する組織的・計画的な武力の行使であると判断された場合は、防衛出動により対処することとなる。

一方、わが国に対する組織的・計画的な武力の行使であると判断できない場合、弾道ミサイルの着弾または落下により生じた被害を最小限に留めるという観点から、災害派遣を行うとともに、情報収集態勢をさらに強化し、事態の把握に努めることとなる。

わが国は、現在、弾道ミサイルに対する有効な防御手段は有していないが、こうした弾道ミサイル攻撃の危険性への現時点における対応については、日米防衛協力のための指針の下、「自衛隊及び米軍は弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。」こととされている<sup>3)</sup>。

<sup>3)</sup>細部は6章3節を参照。なお、国際社会における弾道ミサイル拡散への対応については、4章4節を参照。